PepUp での検認の回答

PepUp の登録をされていない方は、下記ページをご確認の上、登録をお願いいたします。

健康ポータルサイト PepUp(ペップアップ)のご案内

https://www.ygkenpo.jp/member/health/pepup.html



① PepUp (https://pepup.life/) にログインし、検認(被扶養者調査)をクリック



くパソコンの場合>





<スマートフォンブラウザ版の場合>



<スマートフォン アプリ版の場合>

アプリを起動後に画面下部右の[その他]アイコンをクリックするとメニューが表示されます。

※最新版にアップデートを行ってください。



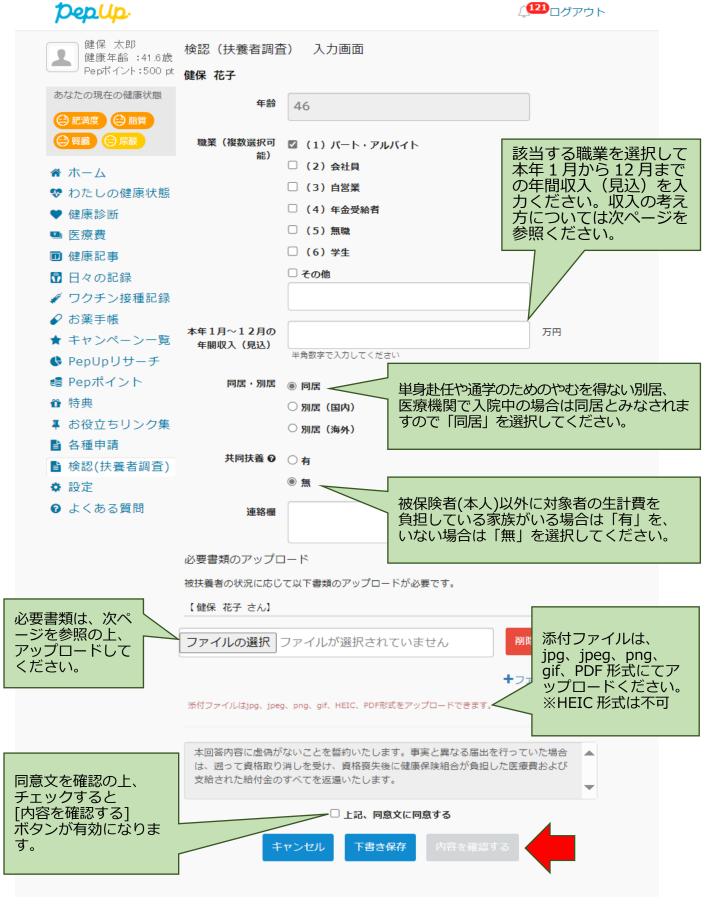
②対象者を確認いただき、「回答する」をクリック

※以下の画像は、パソコン版の場合です。スマートフォンの場合には、縦長になります。



③ 検認入力画面では、職業、同居・別居、共同扶養について、該当項目をクリックし 年間収入(見込)を入力

表示されている必要書類の画像ファイルをアップロード 同意文を確認いただき、「上記、同意文に同意する」のチェック欄をクリック 最後に「内容を確認する」をクリック



「年間収入(見込)」について、原則として継続的に生じる収入の全てをご記載ください。

収入種別	備考
給与収入	交通費等を含む総収入
自営業収入(事業/不動産/販売等)	収入から経費(売上原価と荷造運賃 [※])を差し引いた額
	※YG 健康保険組合が認める、事業収入を得るために直接必
	要とされる最小限の経費 (荷造運賃、売上原価のみ)
雇用保険の手当(失業給付等)	
各種年金収入	介護保険料、所得税控除前の金額
	遺族年金、障害年金、企業年金、個人年金、その他
	※課税対象ではないものも含む
出産手当金・傷病手当金	
その他	上記には当てはまらない、継続的に収入が生じるもの

④ 「回答を送信する」をクリックして完了



対応期限:令和7年10月10日(金)

追加で確認、対応いただく必要がある方には、改めて連絡いたします。 対応期限までにご対応いただけない場合、健康保険法施行規則により保険証等が無効となり、「健 保の給付」等を受けられなくなりますので、ご注意ください。

	対象者全て	3ヶ月以内に発行された、被扶養者が属する世帯の続柄記載のある世帯全員の「住民票写し(原本)」※住民票写しの複写は不可
龍	(1)パート・ アルバイト	直近3か月分の「給与明細」
	(2)会社員	(給与明細は氏名、会社名、支給月、総支給額の記載があるもの)
	(3)自営業	「確定申告書一式の控え(収支内訳書含む) *1 税務署の収受印が押印されているものをご用意ください 電子申請の場合には送信票とあわせてご用意ください 所得税の申告義務がない場合は、市区町村にて住民税の申告をして頂き、 その写一式をご用意ください 「自営業者の収入申告書*2」 *2 Y G健康保険組合指定の様式
業	(4)年金受 給者	令和7年発行の「年金振込通知書」、または「年金改定通知書」等、年金額 が確認できるもの
等 等	(5)無職	「非課税証明書」 1.給与収入欄に金額の記載がある場合、追加書類として、退職日の記載のあるもの「退職証明書」「離職票」等 2.営業収入(事業・不動産・販売等)欄に金額の記載がある場合、追加書類として「廃業届」 ◆雇用保険(失業給付)を受給中 「雇用保険受給資格者証」
	(6)学生	「学生証」または「在学証明書」
	(7) その他	手当収入がある場合には手当等の金額が確認できる書類 出産手当金・傷病手当金の「支給決定通知書」、 または「雇用保険受給資格者証(両面)」
同居・別居	同居	無
	別居(国内)	3ヶ月以内に発行された、別居世帯の「住民票」(世帯全員の続柄が記載されているもの)と「直近3か月分の送金証明書」 同じ住所・住居内でも住民票上分かれている場合は別居とみなします
	別居(国外)	国内居住要件の例外に該当することを証する書類 ビザ(査証)、または海外赴任辞令、または海外の公的機関が発行する居住 証明書、または学生証等

- ※上記に関わらず追加で確認書類の提出をお願いする場合がございます。
- ※給与明細、年金改定通知書を紛失又は破棄されてしまった方は再発行を依頼してください。
- ※紙で提出される方は、上記必要書類はすべて写しを提出してください。